

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 令和3年度計画

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

1 好生館が担うべき医療の提供及び医療水準の向上

佐賀県医療センター好生館は、歴史と伝統を尊重し、県民のために、佐賀県における中核的医療機関として、地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供し向上させるとともに、スタッフの確保・育成と働きやすい職場環境作りを推進し、患者・家族への思いやりを大切にして、わが国でも有数の模範となる医療機関を目指す。

(1) 好生館が担うべき医療の提供

① 高度・専門医療の提供

本県における中核的医療機関として、好生館に求められる以下の高度・専門医療を提供する。

(救急医療)

- ・ 救急救命センター、外傷センター、脳卒中センター、ハートセンターで24時間365日、傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供する。
- ・ ドクターカーの有効活用を図る。
- ・ ドクターヘリについては、基地病院（佐賀大学病院）と連携し、有効に運用する。
- ・ 循環器ホットライン、整形外科外傷ホットライン、脳卒中センターホットラインの周知を図る。

【目標】

区 分	令和3年度目標
受入救急車台数	2,500 台
救急患者数	12,000 人

(循環器医療)

- ・ ハートセンターでのチーム医療を推進する。
- ・ 血管造影室、ハイブリッド手術室をより有効に活用する。
- ・ 心臓カテーテル治療件数を維持する。
- ・ 大血管ステント治療を継続する。
- ・ リハビリテーション専門医の指導のもと、早期急性期リハビリテーションのさらなる充実を図る。

【目標】

区 分	令和3年度目標
心臓カテーテル治療数	280 件
アブレーション治療数	120 件
大血管ステント治療数	20 件

(がん医療)

- ・ がん治療において九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツト）との連携を継続する。
- ・ がん地域連携パスを運用する（肺、肝臓、胃、大腸、食道、乳腺、前立腺）。
- ・ がんリハビリテーションを継続して実施する。
- ・ がん相談支援センター、がん看護外来、各種がん教室など、がん患者の心と体を支援する体制を維持する。
- ・ がん患者の病態に適切に対応し、より効果的ながん医療を提供するため、専門的な知識及び技能を有する医療従事者の配置などの体制を充実させる（がん関連認定・専門資格者の育成・確保）。
- ・ 手術用ロボットの運用を継続する。
- ・ がんゲノム医療連携病院としての活動を継続する。
- ・ 非血縁者間造血幹細胞移植認定施設として骨髄移植を継続する。

【目標】

区 分	令和3年度目標
外来化学療法患者数（延べ）	4,500 人
造血幹細胞移植数 （同種＋自家）	6 件

(脳卒中医療)

- ・ 脳卒中センターの機能を有効に運用する。
- ・ 脳卒中ケアユニット(SCU)の運用を継続する。
- ・ 脳卒中患者を引き続き積極的に受け入れる。
- ・ 脳血管内治療医によるインターベンションを推進する。
- ・ 脳卒中地域連携パスについては、さがんパス.net（ピカピカリンクのネットワーク上で地域連携パスを運用する仕組み）を利用した電子パスの運用数を増やすとともに、引き続き他の計画等策定医療機関への展開を進める。

【目標】

区 分	令和3年度目標
脳卒中治療患者数	300 人

(小児・周産期医療)

- ・ 地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク分娩への対応、母体搬送及び新生児搬送の受入れを積極的に行う。
- ・ 地域における小児医療の拠点として、小児救急をはじめとする小児・周産期医療を24時間提供する。
- ・ 小児外科領域において、周辺医療機関のサポートを継続する。

【目標】

区 分	令和3年度目標
小児外科手術数	200件
分娩数	150件

(感染症医療)

- ・ エボラ出血熱等の第一類感染症の国内発生に備えた患者移送、検体移送、入院医療、院内感染対策等の体制を維持する。
- ・ 感染症医療については、県、福岡検疫所（佐賀空港出張所）等と連携をはかり柔軟に対応する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、県と連携し対応する。

(高度医療機器の計画的な更新・整備)

- ・ 高度医療機器の更新・整備を計画的に行うとともに、適正な運用を継続し、さらなる高度・専門医療を提供する。
- ・ 病院情報システムの安定運用を行う。

② 信頼される医療の提供

- ・ 患者や家族からの信頼を得て適切な医療を提供するため、E BM (Evidence-Based Medicine : 科学的根拠に基づく医療) 及びV BM (Value-Based Medicine : 価値に基づく医療) を推進する。
- ・ 治療への患者及び家族の積極的な関わりを推進するため、患者等の信頼と納得に基づく診療を行うとともに、検査及び治療の選択について患者の意思を尊重するため、インフォームドコンセントを一層徹底する。
- ・ 入退院支援センターのスタッフ増員と、薬剤師・栄養士の常駐化を進めることで、対応診療科と患者数を拡大する。また、ベッドコントロール強化に向けた検討を行う。
- ・ 地域医療連携センターおよび相談支援センターが連携し、患者の速やかな転退院を支援する。
- ・ 入退院、医療費・医療扶助、がんなどに関する相談に適切に対応する。
- ・ 性暴力被害者の相談に対して、性暴力救援センター・さが（さが mirai）と協力し

て適切に対応する。

- ・ ホームページに掲載している診療実績、クリニカル・インディケータ（臨床指標）等の充実を図る。
- ・ がん関連データ（がん登録データなど）を公表する。
- ・ 認定看護師による[ストーマ外来]、[がん看護外来]の運用を継続する。
- ・ 薬剤師による服薬指導及び病棟での活動の充実を図る。
- ・ 管理栄養士による栄養指導の充実を図る。
- ・ リハビリテーション技士による早期リハビリテーションの充実を図る。
- ・ DPC 期間Ⅱに対応したクリニカルパス（電子カルテ上で運用）に改良し、その運用を推進する。
- ・ 患者等が主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオン制度について館内掲示やパンフレット作成などにより引き続き周知する。
- ・ セカンドオピニオン外来を継続する。

【目標】

区 分	令和3年度目標
クリニカルパス適用率	62%

③ 安全・安心な医療の提供

- ・ 医療安全チームによる、館内ラウンド実施を継続する。
- ・ 職員の医療安全に対する知識の向上に努めるため、医療安全研修会を継続する。
- ・ 発生したインシデント及びアクシデントの報告及び対策を引き続き徹底する。
- ・ 感染制御チームによる、館内ラウンド実施を継続する。
- ・ 感染対策の基本的な考え方及び具体的な対策等についての院内感染対策研修会を引き続き開催する。
- ・ ISO15189（臨床検査室の品質と能力に関する国際規格）認定を維持する。

④ 災害時における医療の提供

- ・ 基幹災害拠点病院の機能を十分に発揮できるよう、災害時に必要な医療物資等を備蓄するほか、優先納入契約の継続等、災害時医療体制の充実・強化を図る。
- ・ 災害時は患者を受け入れ、必要な医療の提供を行うとともに、患者が集中する医療機関や救護所への医療従事者の応援派遣等の協力を行う。
- ・ 災害医療に従事する職員の養成を行う。
- ・ 大規模事故や災害時には、県の要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等を現地に派遣して医療支援活動を行う。
- ・ 原子力災害発生時においては、原子力災害拠点病院として受け入れ可能な被ばく患者に、必要な医療を提供できるよう県と連携をとりながら体制を確保する。
- ・ 被ばく医療に携わる人材の育成、研修受講の推進、原子力災害訓練等に積極的に参

加すると共に機能整備の強化に取り組む。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、県と連携し対応する。(再掲)

⑤ 外国人患者に対応できる医療の提供

- ・ 外国人患者に対応できる医療機能やスタッフ等の整備を継続する。
- ・ 令和3年度中に次回認証制度の更新のための準備を行う。

(2) 医療スタッフの確保・育成

① 優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・ 診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導体制の整備や、大学等関係機関との連携により、優秀な医師の確保を図る。
- ・ 専門医制度に適切に対応する。
- ・ 看護師特定行為研修指定施設としての運用を継続する。
- ・ 優秀な看護師を確保するために、看護学生への奨学金制度を継続する。
- ・ 専門資格取得のための研修制度や助成制度等により、専門医、専門看護師、認定看護師及び領域別専門資格の取得を推進する。
- ・ 専門知識・技能向上のため、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の研修等を充実させ、資格の取得を推進する。

【目標】

区 分	新規資格数(令和3年度目標)
専門/認定看護師	2名
専門/認定薬剤師	1名
認定検査技師	2名
専門放射線技師資格	1名
認定ME資格	1名
専門療法士資格	2名
管理栄養士関連資格	4名

② 医療スタッフの育成

- ・ 救急スタッフの育成を図るため、医師、臨床研修医、医学生、看護師、看護学生、救急救命士等に対する救急医療の教育に取り組む。
- ・ 教育研修プログラムの充実により教育研修体制を強化するとともに、臨床研修医等を受入れる。
- ・ 臨床研修病院として、初期臨床研修医確保のためにフレキシブルかつ魅力ある研修プログラムを策定する。
- ・ 専門医制度の基幹型病院として、専攻医及び後期臨床研修医の獲得に努め、教育体制を充実する。

- ・ シミュレーション機器を活用した教育・研修の充実を図る。
- ・ 佐賀大学等、他の医療機関との連携を一層強化し、病院の活性化及び病院職員、医療従事者としての専門性を高めるために人事交流を実施する。
- ・ 海外提携病院との交流を継続する。
- ・ 看護学院等の行う看護師教育、実習を行う。また、実習指導者の育成を強化する。
- ・ 医療従事者養成機関から医師、薬剤師、看護師などを目指す実習生を受け入れる。

【目標】

区 分	研修回数(令和3年度目標)
BLS	30回/年
ACLS	10回/年

(3) 地域の医療機関等との連携強化

- ・ 地域医療支援病院として、さらに紹介・逆紹介を推進するため、地域医療連携センター、相談支援センターおよび入退院支援センターが連携し、周辺医療機関とよりシームレスな顔の見える連携体制を構築・遂行する。
- ・ がん治療において九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツ）との連携を継続する。(再掲)
- ・ 肝炎コーディネーター、糖尿病コーディネーター及びがん地域連携パス・コーディネーターの活動を継続する。
- ・ 地域連携クリニカルパス：計9種：脳卒中、大腿骨頸部骨折、胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がん、食道がん、乳がん、前立腺がん
- ・ 地域連携クリニカルパスを推進するために大腿骨頸部骨折地域連携クリニカルパスの電子パスを運用する。
- ・ 地域の医療機関及び介護施設等に対し好生館の病院機能（スタッフ、設備等）を紹介するとともに、相互連携、機能分担に積極的に取り組む。その一助として、地域医療連携懇談会を開催する（年1回）。
- ・ 地域連携強化のため医療機関を訪問し紹介・逆紹介の増加を図る。
- ・ 地域医療包括ケアシステム推進のため介護施設等との連携を図る。
- ・ 地域の医療機関との間で、ICT（情報通信技術）を利用し、医療情報の共有化を図る。
- ・ 佐賀県診療情報地域連携システム協議会事務局として、ピカピカリンクの普及を推進する。

【目標】

区 分	令和3年度目標
紹介率	90%
逆紹介率	120%

(4) 医療に関する調査・研究及び情報発信

- ・ 研究倫理に関する講習会を開催する。(年1回)
- ・ 病院とライフサイエンス研究所が協力し、臨床試験、治験、共同研究等を推進する。
- ・ がんゲノム医療を推進するための院内体制および、がんゲノム医療連携病院として中核拠点病院との協力体制を維持する。
- ・ 遺伝カウンセリング体制の整備を引き続き継続する。
- ・ 連携大学院を充実するために大学と協働する。
- ・ 院内及び佐賀県がん登録を推進し、好生館のみならず佐賀県がん対策の進展に協力する。
- ・ 病院の持つ専門的医療情報を基に、ホームページ等による疾病等や健康(食を含む)に関する医療情報の発信及び普及に取り組む。
- ・ 地域の医療関係者及び県民に広く好生館の診療内容などを知ってもらうための広報誌を作成し配布する。
- ・ 県民公開講座を開催する。(年2回)

2 看護師等養成所が担うべき看護教育及び質の向上

- ・ 看護学院等の行う看護師教育、実習を行う。また、実習指導者の育成を強化する。(再掲)
- ・ 臨床現場をもつ強みを活かし、多様な人々と仕事をしていくための社会人基礎力を育てる教育システムを構築する。
- ・ 優秀な学生を確保するために、受験生の競争倍率については3倍程度を確保する。
- ・ 優秀な看護師を育成・確保するため、奨学金制度を継続して実施する。(再掲)

3 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・ 入院/外来患者満足度調査等により患者ニーズを的確に把握し、患者の利便性の向上を図る。
- ・ 診療予約の推進等により待ち時間の短縮等を図ることを通して患者満足度の向上に努める。
- ・ 外来患者待ち時間を継続的に把握し、待ち時間の短縮を図る。

【目標】

患者満足度調査結果 (5段階評価)

区分	令和3年度目標
総合満足度(入院)	90%
総合満足度(外来)	90%

(「満足」+「やや満足」)の構成比

(2) 職員の接遇向上

- ・ 全職員を対象とした接遇研修を実施する。
- ・ 接遇指導者による院内ラウンドを継続する。

(3) ボランティアとの協働

- ・ ボランティアを積極的に受け入れ、職員と連携をとりながら患者サービスの向上に取り組む。
- ・ ボランティアの活動が円滑に行われるよう支援する。
- ・ 病院ホームページの「ボランティアの広場」の運用を継続する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務の改善・効率化

職員一人ひとりが経営に参画するという意識を持ち、医師、看護師、メディカルスタッフ、事務職等各職種が一層緊密に連携を図って効率的な病院運営に当たり、患者にとってよりよい結果をもたらすとともに、県民負担の軽減につながることを努めていく。

(1) 適切かつ効率的な業務運営

- ・ 地方独立行政法人のメリットを活かして医療需要の変化に迅速に対応し、病院の組織体制、診療内容等の見直しを行い、効果的、効率的な業務運営に努める。
- ・ 入退院支援センターのスタッフ増員と、薬剤師・栄養士の常駐化を進めることで、対応診療科と患者数を拡大する。(再掲)
- ・ 文書管理システムによる文書管理体制を継続する。
- ・ 業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、意識啓発のための取り組みを定期的・継続的に実施する。
- ・ ハラスメント研修を実施する。(年1回)
- ・ 業務の適正かつ能率的な執行を図るため内部監査を年1回以上実施するとともに、職員からの相談機能の充実を図る。

(2) 事務部門の専門性向上

- ・ 業務の継続的な見直し、ICTの活用等により、事務部門の効率化を図る。
- ・ 診療情報管理士等の専門資格の取得及び研修の充実により、事務職員の資質向上を図る。
- ・ 職員研修の充実等(階層別研修の導入等)により専門的知識の習得を促進する。
- ・ 学会等での事務職員の発表及び参加を促進する。

(3) 職員の勤務環境の向上

- ・ 職員が仕事に誇りを持ち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保・推進する。
- ・ 出産・育児などで職場を離れた医療従事者の職場復帰の支援を継続する。
- ・ 家族の介護や子育て等を行う職員を積極的に支援するとともに、風通しの良い勤務環境の構築をめざし、職員満足度調査を実施し、点検、改善、評価を行う。
- ・ 佐賀県医療勤務環境改善支援センターの活動運営に協力する。
- ・ 全職員を対象に業績や能力を適正に評価する人事評価制度を円滑に運用する。

（４）社会的責任・信頼の向上

- ・ コンプライアンスの徹底、患者・家族への誠実かつ公平な対応、個人情報の保護等に努める。
- ・ 患者の求めに応じたカルテ（診療録）・レセプト（診療報酬明細書）等医療情報の適切な開示を行う。

２ 経営基盤の安定化

（１）収益の確保

- ・ 新入院患者確保のための活動に注力する。
- ・ 令和４年度診療報酬改定に向けて適切に対応できる体制を整える。
- ・ 保険診療委員会が主体となり、診療報酬請求のチェック体制を強化し、請求漏れや減点の防止を図る。
- ・ 限度額認定などの公的制度の活用により未収金の発生を未然に防止するとともに、未収金が発生した場合は、電話・文書督促・臨戸訪問・外部機関の活用などの多様な方法により早期回収を図る。
- ・ D P C（Diagnosis Procedure Combination）で設定されている平均在院日数（DPC期間Ⅱ）を目標に、効果的な病床管理を徹底し、診療密度、重症度、医療・看護必要度の向上を図る。

【目標】

区 分	令和３年度目標
査定率(入院)	0.4%
査定率(外来)	0.4%
病床利用率	81.3%
病床稼働率	90.0%
平均在院日数	10.34 日

（２）費用の節減

- ・ 費用節減のための具体策を検討し、人件費、薬剤費、材料費等の医業収益に占める目標値を年度ごとに設定し実行する。

- ・ 薬事委員会において、薬剤ごとに供給量、安全性、有効性等についての確認を行い、後発医薬品（バイオシミラーを含む）の導入を推進する。
- ・ 検査試薬を含め材料費等の節減を図る。
- ・ 診療材料および一部医薬品については、共同購買機構を有効に利用する。
- ・ 医療機器購入にあたっては、ベンチマーク等を活用し適正価格での購入を図り、費用削減に努める。
- ・ 委託業務の内容を精査し委託費の適正化に取り組む。
- ・ 職員全員の経営意識の向上を図るため、職員間での経営情報の共有を進めるとともに、職員のコストに対する意識向上、各職場でのコストダウンに取り組む。

【目標】

区 分	令和 3 年度目標
人件費率	50.1%
薬剤費率	15.6%
材料費率(薬剤除く)	10.4%

第 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進め、安定的な経営に取り組む。

- | | | |
|-----------|---|--------|
| 1 予算 | } | (別紙参照) |
| 2 収支計画 | | |
| 3 資金計画 | | |
| (令和 3 年度) | | |

第 9 その他地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 22 年佐賀県規則第 5 号）で定める業務運営に関する事項

- 1 県との連携
 - ・ 地域医療構想の具体化・実現化など、県が進める医療行政に積極的に協力する。
- 2 地方債償還に対する負担
 - ・ 施設・設備整備等に係る地方債について、毎年度確実に負担する。
- 3 病院施設の在り方
 - ・ 好生館が担うべき役割を達成するために令和 2 年度に策定した増築基本計画の具体

化に向け、病院増築等整備の設計等業務に着手する。

4 施設及び設備に関する事項

- ・ 医療機能の充実のため医療機器の整備・更新を行う。